



2022年2月7日

各 位

会社名 ダイ ト ロ ン 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 土屋 伸介
(コード番号 7609 東証第1部)
問合せ先 取締役 専務執行役員 管理本部長 毛利 肇
(TEL. 06-6399-5041)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の第70期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第19条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月30日(水)
定款変更の効力発生日	2022年3月30日(水)

以 上

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
第1条～第18条 (条文省略)	第1条～第18条 (現行のとおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
第20条～第45条 (条文省略)	第20条～第45条 (現行のとおり)
(新設)	<p>附則</p> <p>第1条 現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第19条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>第2条 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>第3条 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または本附則第2条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>